

定款 新旧対照表

現行	改正後
<p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法人」という。)上の会員とする。</p> <p>(種別)</p> <p>第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1)、(2)省略</p> <p>(3) 正当な理由がなく、連続して3月以上会費を納入せず、かつ、支払いの請求に応じないとき。</p> <p>(4) 除名されたとき。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「<u>法</u>」という。)上の会員とする。</p> <p>(種別)</p> <p>第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1)、(2)省略</p> <p>(3) 正当な理由がなく、<u>3ヶ月</u>以上会費を納入せず、かつ、支払いの請求に応じないとき。</p> <p>(4) 除名されたとき。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第 13 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理 事 20人以上</p> <p>(2) 監 事 2人以上</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とすることができる。</p> <p>(選任等)</p> <p>第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 役員は正会員の中から選出しなければならない。</p> <p>3 役員を選任に関して必要な事項は、別途総会で定める細則によるものとする。</p> <p>4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。</p> <p>5 役員のうちには、それぞれの役員について、そ</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第 13 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理 事 <u>20名</u>以上</p> <p>(2) 監 事 <u>2名</u>以上</p> <p>2 前項の理事のうち<u>1名</u>を理事長、<u>2名</u>を副理事長、<u>1名</u>を専務理事とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 役員は正会員の中から選任しなければならない。</p> <p>3 役員を選任に関して必要な事項は別途<u>理事会</u>で定める<u>規程</u>によるものとする。</p> <p>4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。</p> <p>5 役員のうちには、それぞれの役員について、そ</p>

の配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(任期等)

第 16 条 役員任期は1年とする。

(欠員補充)

第 17 条

(解任)

第 18 条

(報酬等)

第 19 条

(事務局)

第 20 条

(指導員)

第 21 条

の配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。但し理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

(役員忠実義務)

第 16 条 役員は、法令、定款及び規程の定め並びに総会の決議を遵守し、本法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(任期等)

第 17 条 役員任期は2年とする。

但し、再任を妨げない。

(欠員補充)

第 18 条

(解任)

第 19 条

(報酬等)

第 20 条

(事務局)

第 21 条

(指導員)

第 22 条

第5章 顧問

(顧問)

<p>第5章 総会 (種別) 第 22 条 (構成) 第 23 条 (権能) 第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。 (4) 事業計画及び収支予算 (5) 事業報告及び収支決算 第 29 条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 (表決権等) 第 30 条 略 2 略</p>	<p>第 23 条 <u>本法人に、顧問を置くことができる。</u> 2 <u>顧問は、本法人の目的達成のために必要な学識経験等のある者のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。</u> 3 <u>顧問は、本法人の目的達成について必要な事項について理事長の諮問に応ずる。</u> 4 <u>第17条(役員の任期)の規定は、顧問について準用する。</u> 第6章 総会 (種別) 第 24 条 (構成) 第 25 条 (権能) 第 26 条 総会は、以下の事項について議決する。 (4) 事業計画及び活動予算 (5) 事業報告及び活動決算 以下、旧第 25 条から第 28 条まで新第27条から第 30 条まで条文繰り下げ 第 31 条 総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 略 3 略 4 <u>理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u> (表決権等) 第 32 条 略 2 略</p>
---	--

<p>3 前項の規定により表決した正会員は、<u>第28条</u>及び前条第3項並びに次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 略</p> <p>(議事録)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の議事録を、<u>総会の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。</u></p> <p>第6章 理事会 (構成)</p> <p>第 32 条</p> <p>(権能)</p> <p>第 33 条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)職員の任免配置に関する事項</p> <p>(4)指導員の任免に関する事項</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(議決)</p>	<p>3 前項の規定により表決した正会員は、<u>第30条</u>及び前条第3項並びに次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 略</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 33 条 略</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p>(2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名または名称</u></p> <p>(3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p>(4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p>4 前項の議事録を、<u>総会の日から5年間、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。</u></p> <p>第7章 理事会 (構成)</p> <p><u>第 34 条</u></p> <p>(権能)</p> <p><u>第 35 条 略</u></p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>旧第34条から第37条まで新第36条から第39条へ繰り下げ</p> <p>(議決)</p>
--	---

第 38 条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 略

3 略

第7章 資産及び会計

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

第 43 条

第 44 条 この法人の第 42 条に掲げる資産の各項目は、理事長が管理し、項目毎の管理方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定め、その内容を総会に報告するものとする。

第 40 条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 略

3 略

第8章 管 理

旧第39条から第41条まで新第41条から第43条へ繰り下げ

(決算関係書類の提出)

第 44 条 理事長は、毎事業年度、通常総会の会日の1週間前までに、事業報告書、貸借対照表、活動決算書及び財産目録を作成して監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常総会の会日の前日までに、意見書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第9章 資産及び会計

第 45 条

条文番号以外同左

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

第 46 条

第 47 条 この法人の第45条に掲げる資産の各項目は、理事長が管理し、項目毎の管理方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定め、その内容を総会に報告するものとする。

<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 48 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収 支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経 なければならない。</p> <p>2 第1項の規定にかかわらず、事業年度中の事 業計画及び収支予算の変更のうち、別に規則で 定める軽微なものについては、理事会の議決に よることができる。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により事業年度中に事 業計画又は収支予算を変更したときは、通常総 会又は臨時総会に報告しなければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得な い理由により予算が成立しないときは、理事会の 決議を経て、理事長は、予算成立の日まで前事 業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収 入支出とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 50 条 略</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 51 条 この法人の事業報告書、収支計算書、 貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書 類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作 成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なけ ればならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰 り越すものとする。</p>	<p>旧第45条から第47条は新第48条から第50条に条文 繰り下げ</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 51 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活 動予算は、理事長が作成し、総会の決議を経 なければならない。</p> <p>2 第1項の規定にかかわらず、事業年度中の事 業計画及び活動予算の変更のうち、別に規則で 定める軽微なものについては、理事会の議決に よるものとする。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により事業年度中の事 業計画及び活動予算を変更したときは、通常総 会又は臨時総会に報告しなければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 52 条 前条の規定にかかわらず、やむを得な い理由により予算が成立しないときは、理事会の 決議を経て、理事長は、予算成立の日まで前事 業年度の予算に準じ収益費用を講じることがで きる。</p> <p>2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収 益費用とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 53 条 略</p> <p>(剰余金の取扱い)</p> <p>第 54 条</p> <p>1項は8章にて記載のため削除 2項繰り上がり</p> <p>旧第 52 条から第 58 条は新第 55 条から 61 条に繰 り下げ</p>
---	--